

（定義）

第一条 この政令において「金融機関」、「預金等」、「長期信用銀行債等」、「預金者等」、「銀行持株会社等」、「銀行等」、「優先株式等」、「優先株式」、「劣後特約付社債」、「優先出資」、「株式等」、「優先株式等の引受け等」又は「株式等の引受け等」とは、預金保険法（以下「法」という。）第二条に規定する金融機関、預金等、長期信用銀行債等、預金者等、銀行持株会社等、銀行等、優先株式等、優先株式、劣後特約付社債、優先出資、株式等、優先株式等の引受け等又は株式等の引受け等をいう。

〔長期信用銀行債等〕

第一条の二 法第二条第二項第五号に規定する政令で定めるものは、債券が発行されるもので当該債券の発行時において当該債券の応募者と当該債券の発行者との間で内閣府令・財務省令で定めるところにより当該債券に係る保護預り契約がされているものとする。

（一般預金等に係る保険料の額の計算上除かれる預金等）

第三条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等で、法第五十条第一項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。

一〜四 （略）

五 長期信用銀行債等（次に掲げるものに限る。）の発行により受け入れた金銭

イ 募集の方法により発行されたもの

ロ 当該長期信用銀行債等に係る保護預り契約が終了したもの（イに掲げるものを除く。）

六〜八 （略）

（利息等）

第六条の二 法第五十四条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜五 （略）

六 長期信用銀行債等（割引の方法により発行されたものを除く。）に係る利息

七 長期信用銀行債等のうち割引の方法により発行されたものに係る当該長期信用銀行債等の金額から払込金の合計額を控除した金額に相当するもの

（定義）

第一条 この政令において「金融機関」、「預金等」、「預金者等」、「銀行持株会社等」、「銀行等」、「優先株式等」、「優先株式」、「劣後特約付社債」、「優先出資」、「株式等」、「優先株式等の引受け等」又は「株式等の引受け等」とは、預金保険法（以下「法」という。）第二条に規定する金融機関、預金等、預金者等、銀行持株会社等、銀行等、優先株式等、優先株式、劣後特約付社債、優先出資、株式等、優先株式等の引受け等又は株式等の引受け等をいう。

〔法第二条第二項第五号の債券〕

第一条の二 法第二条第二項第五号に規定する政令で定めるものは、債券の発行時において当該債券の応募者と当該債券の発行者との間で内閣府令・財務省令で定めるところにより当該債券に係る保護預り契約がされているものとする。

（一般預金等に係る保険料の額の計算上除かれる預金等）

第三条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等で、法第五十条第一項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。

一〜四 （略）

五 法第二条第二項第五号に規定する債券であつて募集の方法により発行されたもの又は当該債券の交付がされたものの発行により受け入れた金銭

六〜八 （略）

（利息等）

第六条の二 法第五十四条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜五 （略）

六 法第二条第二項第五号に規定する債券（割引の方法により発行されたものを除く。）に係る利息

七 法第二条第二項第五号に規定する債券のうち割引の方法により発行されたものに係る当該債券の券面金額から払込金の合計額を控除した金額に相当するもの

(一般預金等に係る債権の金利)

第六条の四 法第五十四条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、定期積金の利回り、掛金の利回り、金銭信託の予定配当率(貸付信託にあつては、予想配当率)及び長期信用銀行債等のうち割引の方法により発行されたものの割引率とする。

(財務内容の健全性の確保等のための方策)

第十三条 法第六十四条の二第一項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 (略)

二 機構が法第六十四条第一項の決定に基づいて取得する優先株式等(次に掲げるものを含む。)及び機構が同項の決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき株式処分等(剰余金をもつてする自己の株式の取得又は剰余金をもつてする自己の優先出資の消却をいう。以下同じ。)、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該優先株式等が優先株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換(当該優先株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この条及び次条(第二項第三号を除く。))において同じ。)の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該優先株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該優先株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

三 (略)

(資金援助に係る取得優先株式等)

第十三条の二 法第六十四条の二第六項第一号に規定する政令で定める株式等は、機構が

(一般預金等に係る債権の金利)

第六条の四 法第五十四条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、定期積金の利回り、掛金の利回り、金銭信託の予定配当率(貸付信託にあつては、予想配当率)及び法第二項第五号に規定する債券のうち割引の方法により発行されたものの割引率とする。

(財務内容の健全性の確保等のための方策)

第十三条 法第六十四条の二第一項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 (略)

二 機構が法第六十四条第一項の決定に基づいて取得する優先株式等(当該優先株式等が優先株式である場合にあつては当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含み、当該優先株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。)及び機構が同項の決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき利益をもつてする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

三 (略)

(資金援助に係る取得優先株式等)

第十三条の二 法第六十四条の二第五項(法第六十八条の二第五項及び第六十八条の三第

法第六十四条第一項の決定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した優先株式等（前条第二号イからハまでに掲げるものを含む。）とする。

2 法第六十四条の二第六項第二号に規定する政令で定める株式等は次に掲げる株式等とする。

一 機構が法第六十四条第一項の決定により優先株式等（引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいう。以下同じ。）又は株式移転設立完全親会社（同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）となつた会社から機構が割当てを受けた優先株式（次に掲げるものを含む。））

イ 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該優先株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

二 機構が法第六十四条第一項の決定により優先株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う合併又は会社分割により当該金融機関又は銀行持株会社等の事業の全部又は一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた優先株式等（次に掲げるものを含む。）

イ 当該優先株式等が優先株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該優先株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該優先株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

三 本条の規定により取得優先株式等（法第六十四条の二第六項に規定する取得優先株式等をいう。）に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移

五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める株式等は、次に掲げる株式等とする。

一 機構が法第六十四条第一項の決定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した優先株式等（当該優先株式等が優先株式である場合にあっては当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む、当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあっては当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含む、当該優先株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む。）

二 機構が法第六十四条第一項の決定により優先株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の完全親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下同じ。）となつた会社から機構が割当てを受けた優先株式（当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。）

三 機構が法第六十四条第一項の決定により優先株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う合併又は会社分割により当該金融機関又は銀行持株会社等の営業（法第三十七条第三項に規定する信用金庫等（第三十五条第三項において「信用金庫等」という。））にあっては、事業。以下同じ。）の全部又は一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた優先株式等（当該優先株式等が優先株式である場合にあっては他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む、当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあっては当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含む、当該優先株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む。）

四 前三号及びこの号の規定により取得優先株式等（法第六十四条の二第五項に規定する取得優先株式等をいう。）に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは会社の分割により当該法人の営業の全部若しくは一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等（当該株式等が株式である場合にあっては当該株式が他

転により当該法人の株式交換完全親株式会社若しくは株式移転設立完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等（次に掲げるものを含み前二号に掲げる株式等を除く。）

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下第二十五条の四までにおいて同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

（業務の継続の承認申請）

第十四条 救済金融機関は、法第六十七条第二項の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣）に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第六十七条第二項に規定する契約の内容及び事業の譲受け又は付保預金移転（法第二条第十一项に規定する付保預金移転をいう。）の日における当該契約の総額を記載した書面

三・四 (略)

（資金援助に係る株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策）

第十四条の二 法第六十八条の二第四項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 (略)

二 法第六十八条の二第一項の承認を受けた株式交換等（同項に規定する株式交換等を

の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含み、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含み、当該株式等が優先出資である場合にあつては当該優先出資について分割された優先出資を含む。ただし、前二号に掲げる株式等を除く。）

（業務の継続の承認申請）

第十四条 救済金融機関は、法第六十七条第二項の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣）に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第六十七条第二項に規定する契約の内容及び営業の譲受け又は付保預金移転（法第二条第十一项に規定する付保預金移転をいう。）の日における当該契約の総額を記載した書面

三・四 (略)

（資金援助に係る株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策）

第十四条の二 法第六十八条の二第四項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 (略)

二 法第六十八条の二第一項の承認を受けた株式交換等（同項に規定する株式交換等を

いう。)により機構が割当てを受けた法第六十四条の二第六項に規定する取得優先株式等である株式(次に掲げるものを含む。)につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

### 三 (略)

(資金援助に係る組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策)

第十四条の三 法第六十八条の三第四項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

#### 一 (略)

二 法第六十八条の三第一項の承認を受けた組織再編成(同項に規定する組織再編成をいう。以下この号において同じ。)により機構が割当てを受けた法第六十四条の二第六項に規定する取得優先株式等である株式等(次に掲げるものを含む。)及び法第六十八条の三第一項の承認を受けた組織再編成の後において機構が保有する取得貸付債権(法第六十四条の二第五項に規定する取得貸付債権をいい、当該組織再編成に係る承継金融機関等(法第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等をいう。)を債務者とするものに限る。)に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

いう。)により機構が割当てを受けた法第六十四条の二第五項に規定する取得優先株式等である株式(当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。)につき利益をもつてする消却に対応することができる財源を確保するための方策

### 三 (略)

(資金援助に係る組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策)

第十四条の三 法第六十八条の三第四項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

#### 一 (略)

二 法第六十八条の三第一項の承認を受けた組織再編成(同項に規定する組織再編成をいう。以下この号において同じ。)により機構が割当てを受けた法第六十四条の二第五項に規定する取得優先株式等である株式等(当該株式等が株式である場合にあっては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含む、当該株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む。)及び法第六十八条の三第一項の承認を受けた組織再編成の後において機構が保有する取得貸付債権(法第六十四条の二第五項に規定する取得貸付債権をいい、当該組織再編成に係る承継金融機関等(法第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等をいう。)を債務者とするものに限る。)に係る借入金につき利益をもつてする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

三 (略)

(預金等債権の買取りの場合の基準日における元本額)

第二十一条 法第七十三条第一項に規定する元本の額として政令で定める金額は、預金者等が法第七十条第四項に規定する概算払額の支払を受けた預金等債権(同条第一項に規定する預金等債権をいう。以下同じ。)のうち、当該概算払額の支払に係る保険事故が発生した日において元本であったものの額(法第七十三条第一項第五号に規定する長期信用銀行債等にあつては、当該長期信用銀行債等の金額)に相当する金額(当該概算払額の支払の日までに、機構が法第五十八条第一項若しくは第三項の規定により当該預金等債権の元本の全部若しくは一部を取得している場合又は当該預金等債権の元本の全部若しくは一部が法第六十九条の三第一項(法第二百二十七条において準用する場合を含む。))の貸付けに係る預金等の払戻し、相殺その他の事由により消滅している場合にあつては、その取得した預金等債権の元本の額に相当する金額又はその消滅した預金等債権の元本の額に相当する金額を控除した金額)とする。

(資本金の額の減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第二十三条 法第八十九条(法第六十六条第二項の規定により準用する場合を含む。)に規定する政令で定める債権者は、次に掲げるものとする。

- 一 定期積金の積金者
- 二 掛金の掛金者
- 三 金銭信託の受益者
- 四 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第八条の規定による長期信用銀行債、金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第八条第一項(同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。))の規定による特定社債、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七十七号)附則第六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項の規定による債券及び信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十条の二第一項の規定による全国連合会債(第三十条において「金融債」という。))の権利者
- 五 保護預り契約に係る債権者その他の銀行等の業務に係る多数人を相手方とする定型契約の債権者で内閣府令・財務省令で定めるもの

(経営の健全化のための計画)

第二十五条 法第五十五条第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

三 (略)

(預金等債権の買取りの場合の基準日における元本額)

第二十一条 法第七十三条第一項に規定する元本の額として政令で定める金額は、預金者等が法第七十条第四項に規定する概算払額の支払を受けた預金等債権(同条第一項に規定する預金等債権をいう。以下同じ。)のうち、当該概算払額の支払に係る保険事故が発生した日において元本であったものの額(法第七十三条第一項第五号に規定する債券にあつては、当該債券の券面金額)に相当する金額(当該概算払額の支払の日までに、機構が法第五十八条第一項若しくは第三項の規定により当該預金等債権の元本の全部若しくは一部を取得している場合又は当該預金等債権の元本の全部若しくは一部が法第六十九条の三第一項(法第二百二十七条において準用する場合を含む。))の貸付けに係る預金等の払戻し、相殺その他の事由により消滅している場合にあつては、その取得した預金等債権の元本の額に相当する金額又はその消滅した預金等債権の元本の額に相当する金額を控除した金額)とする。

(資本減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第二十三条 法第八十九条(法第六十六条第二項の規定により準用する場合を含む。)に規定する政令で定める債権者は、定期積金の積金者、掛金の掛金者、金銭信託の受益者、債券の権利者及び保護預り契約に係る債権者その他の銀行等の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令・財務省令で定めるものとする。

(経営の健全化のための計画)

第二十五条 法第五十五条第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一・二 (略)

三 配当等により剰余金（銀行持株会社等が法第百五条第二項の申込みをした場合にあっては、当該銀行持株会社等の剰余金を含む。）が流出しないための方策

四 機構が法第百五条第四項の決定に基づいて取得する株式等（次に掲げるものを含む。第二十五条の六において同じ。）及び機構が同項の決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済に対応することができる財源（銀行持株会社等が法第百五条第二項の申込みをした場合にあっては、当該銀行持株会社等の財源）を確保するための方策

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

五 (略)

(優先出資の発行による登記の特例)

第二十五条の二 法第百七条の四第二項の規定により金融機関が法第百五条第四項の規定による決定に従った優先出資の発行による変更の登記を行う場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）第十四条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百五条第四項の規定に従った優先出資の発行であることを証する書面」とする。

(第一号措置に係る取得株式等)

第二十五条の三 法第百八条第三項第一号（法第百八条の二第四項（法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第八項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株式等は、機構が第一号措置（法第百二条第一項第一号に規定する第一号措置をいう。以下この条において同じ。）により取得した株式等（次

一・二 (略)

三 配当等により利益（銀行持株会社等が法第百五条第二項の申込みをした場合にあっては、当該銀行持株会社等の利益を含む。）が流出しないための方策

四 機構が法第百五条第四項の決定に基づいて取得する株式等（当該株式等が株式である場合にあっては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては当該劣後特約付社債に新株予約権が付されている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含む、当該株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む。第二十五条の六において同じ。）及び機構が同項の決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき利益をもつてする消却、償還又は返済に対応することができる財源（銀行持株会社等が法第百五条第二項の申込みをした場合にあっては、当該銀行持株会社等の財源）を確保するための方策

五 (略)

(優先出資の発行による登記の特例)

第二十五条の二 法第百七条の四第二項の規定により金融機関が法第百五条第四項の規定による決定に従った優先出資の発行による変更の登記を行う場合における協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）第十三条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百五条第四項の規定に従った優先出資の発行であることを証する書面」とする。

(第一号措置に係る取得株式等)

第二十五条の三 法第百八条第二項（法第百八条の二第四項（法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第八項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する政令で定める株式等は、次に掲げる株式等とする

に掲げるものを含む。)とする。

一 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

二 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

三 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

2 法第百八条第三項第二号(法第百八条の二第四項(法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。))及び第百八条の三第八項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める株式等は次に掲げる株式等とする。

一 機構が第一号措置により株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社若しくは株式移転設立完全親会社となった会社から機構が割当てを受けた株式(次に掲げるものを含む。)

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

二 機構が第一号措置により株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う合併又は会社分割により当該金融機関又は銀行持株会社等の事業の全部又は一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等(次に掲げるものを含む。)

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合

一 機構が第一号措置(法第百二条第一項第一号に規定する第一号措置をいう。以下この条において同じ。)により取得した株式等(当該株式等が株式である場合にあっては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては当該劣後特約付社債に新株予約権が付されている場合にその行使により発行され又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含む。、当該株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む。)

二 機構が第一号措置により株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等の株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の完全親会社となった会社から機構が割当てを受けた株式(当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては当該劣後特約付社債に新株予約権が付されている場合にその行使により発行され又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含む。、当該株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む。)

三 機構が第一号措置により株式等の引受け等を行った金融機関又は銀行持株会社等が行う合併又は会社の分割により当該金融機関又は銀行持株会社等の営業の全部又は一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等(当該株式等が株式である場合にあっては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては当該劣後特約付社債に新株が付されている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含む。、当該株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む。)

四 前二号及びこの号の規定により取得株式等(法第百八条第二項に規定する取得株式等をいう。以下同じ。)に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の完全親会社となった会社又は当該法人が行う合併若しくは会社の分割により当該法人の営業の全部若しくは一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等(当該株式等が株式である場合にあっては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては当該劣後特約付社債に新株が付されている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含む。、当該株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む。)

四 前二号及びこの号の規定により取得株式等(法第百八条第二項に規定する取得株式等をいう。以下同じ。)に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の完全親会社となった会社又は当該法人が行う合併若しくは会社の分割により当該法人の営業の全部若しくは一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等(当該株式等が株式である場合にあっては当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。、当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては当該劣後特約付社債に新株が付されている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含む。、当該株式等が優先出資である場合にあっては当該優先出資について分割された優先出資を含む。)

された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

三 前二号及びこの号の規定により取得株式等（法第百八条第三項（法第百八条の二第二項（法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。）及び第百八条の三第八項において準用する場合を含む。）に規定する取得株式等をいう。）に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の株式交換完全親株式会社若しくは株式移転設立完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等（次に掲げるものを含む。）

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあっては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

（法第百八条の二第三項の規定により提出する経営健全化計画）

第二十五条の四 法第百八条の二第三項に規定する政令で定める方策は、経営健全化計画（法第百五条第三項に規定する経営健全化計画をいう。以下同じ。）を連名で提出する法第百八条の二第三項に規定する株式交換完全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社における次に掲げる方策とする。

一 (略)

二 配当等により剰余金が流出しないための方策

三 法第百八条の二第一項の認可を受けた株式交換等（同項に規定する株式交換等をいう。）により機構が割当てを受けた取得株式等である株式（次に掲げるものを含む。

（法第百八条の二第三項の規定により提出する経営健全化計画）

第二十五条の四 法第百八条の二第三項に規定する政令で定める方策は、経営健全化計画（法第百五条第三項に規定する経営健全化計画をいう。以下同じ。）を連名で提出する法第百八条の二第三項に規定する完全親会社となつた会社における次に掲げる方策とする。

一 (略)

二 配当等により利益が流出しないための方策

三 法第百八条の二第一項の認可を受けた株式交換等（同項に規定する株式交換等をいう。）により機構が割当てを受けた取得株式等である株式（当該株式が他の種類の株

第二十五条の七及び第二十五条の九において同じ。）につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

#### 四 (略)

(承継金融機関が提出する経営健全化計画)

第二十五条の六 法第百八条の三第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

##### 一・二 (略)

三 配当等により剰余金が流出しないための方策

四 法第百八条の三第一項の認可を受けた組織再編成により機構が割当てを受けた取得株式等である株式等及び同項の認可を受けた組織再編成の後において機構が保有する取得貸付債権（法第百八条第二項に規定する取得貸付債権をいい、当該承継金融機関を債務者とするものに限る。）に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

#### 五 (略)

(承継子会社が提出する経営健全化計画)

第二十五条の七 法第百八条の三第四項において準用する同条第三項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

##### 一・二 (略)

三 配当等により剰余金（経営健全化計画を連名で提出する銀行持株会社等の剰余金を含む。）が流出しないための方策

四 経営健全化計画を連名で提出する銀行持株会社等における、法第百八条の三第四項において準用する同条第一項の認可を受けた組織再編成の後において機構が保有する取得株式等である株式（当該銀行持株会社等を発行者とするものに限る。）につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策

#### 五 (略)

式への転換の請求が可能とされるものである場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式を含む。第二十五条の七及び第二十五条の九において同じ。）につき利益をもつてする消却に対応することができる財源を確保するための方策

#### 四 (略)

(承継金融機関が提出する経営健全化計画)

第二十五条の六 (同上)

##### 一・二 (略)

三 配当等により利益が流出しないための方策

四 法第百八条の三第一項の認可を受けた組織再編成により機構が割当てを受けた取得株式等である株式等及び同項の認可を受けた組織再編成の後において機構が保有する取得貸付債権（法第百八条第二項に規定する取得貸付債権をいい、当該承継金融機関を債務者とするものに限る。）に係る借入金につき利益をもつてする消却、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

#### 五 (略)

(承継子会社が提出する経営健全化計画)

第二十五条の七 (同上)

##### 一・二 (略)

三 配当等により利益（経営健全化計画を連名で提出する銀行持株会社等の利益を含む。）が流出しないための方策

四 経営健全化計画を連名で提出する銀行持株会社等における、法第百八条の三第四項において準用する同条第一項の認可を受けた組織再編成の後において機構が保有する取得株式等である株式（当該銀行持株会社等を発行者とするものに限る。）につき利益をもつてする消却に対応することができる財源を確保するための方策

#### 五 (略)

(法第百八条の三第七項の規定により提出する経営健全化計画)

第二十五条の九 法第百八条の三第七項に規定する政令で定める方策は、同項に規定する他の銀行持株会社等における次に掲げる方策とする。

- 一 (略)
- 二 配当等により剰余金が流通しないための方策
- 三 法第百八条の三第五項の認可を受けた組織再編成により機構が割当てを受けた取得株式等である株式につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策
- 四 (略)

(特別危機管理銀行に係る資金援助の特例に関する読替え)

第二十六条 (略)

2 法第百八条第三項のあつせん、同条第一項の規定による申込み、同条第二項において準用する法第六十一条第一項の認定又は法第百八条第三項の規定によるあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等及び法第百八条第一項に規定する資金援助について、同条第四項において法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
第六十六条	合併、事業譲渡等、付保預金 移転、株式交換又は株式移転	(略)
(略)	(略)	(略)

(事業譲渡等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第三十条 法第百三十一条第三項に規定する政令で定める債権者は、金融債の権利者及び保護預り契約に係る債権者その他の金融機関の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令・財務省令で定めるものとする。

(新受託者の解任権を有しない信託)

第三十二条 法第百三十二条第五項に規定する政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する信託とする。

- 一 三 (略)

(信託業務の承継における受託者更迭手続の特例に関する読替え)

第三十三条 法第百三十二条第八項の規定による請求について、同条第十項において会社

(法第百八条の三第七項の規定により提出する経営健全化計画)

第二十五条の九 法第百八条の三第七項に規定する政令で定める方策は、同項に規定する他の銀行持株会社等における次に掲げる方策とする。

- 一 (略)
- 二 配当等により利益が流出しないための方策
- 三 法第百八条の三第五項の認可を受けた組織再編成により機構が割当てを受けた取得株式等である株式につき利益をもつてする消却に対応することができる財源を確保するための方策
- 四 (略)

(特別危機管理銀行に係る資金援助の特例に関する読替え)

第二十六条 (略)

2 (同上)

(略)	(略)	(略)
第六十六条	合併、事業譲渡等、付保預金 移転、株式交換又は株式移転	(略)
(略)	(略)	(略)

(営業譲渡等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第三十条 法第百三十一条第三項に規定する政令で定める債権者は、債券の権利者及び保護預り契約に係る債権者その他の金融機関の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令・財務省令で定めるものとする。

(新受託者の解任権を有しない信託)

第三十二条 法第百三十二条第四項に規定する政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する信託とする。

- 一 三 (略)

(信託業務の承継における受託者更迭手続の特例に関する読替え)

第三十三条 法第百三十二条第七項の規定による請求について、同条第九項において商法

法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百六十八条第一項 第八百七十条第四号	会社 第百十七条第二項、第百十九 条第二項、第百七十二條第一 項、第百九十三條第二項（第 百九十四條第四項において準 用する場合を含む。）、第四 百七十條第二項、第七百七十 八條第二項、第七百八十六條 第二項、第七百九十八條第二 項、第八百七条第二項又は第 八百九条第二項	新受託者 第百三十二條第八項
	株式又は新株予約権（当該新 株予約権が新株予約権付社債 に付されたものである場合に おいて、当該新株予約権付社 債についての社債の買取りの 請求があつたときは、当該社 債を含む。）	受益権

（削る）

の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十五条ノ三	種類及数 会社 株券	内容 新受託者 受益証券アルトキハ当該 受益証券 新受託者
第二百四十五条ノ四	会社	新受託者

2| 法第百三十二條第七項の規定による請求について、同条第九項において非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件 手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百二十六条第一項	会社（親会社（商法第二百十 一条ノ二第一項（有限会社法 第二十四條第一項ニ於テ準用 スル場合ヲ含ム以下本項ニ於 テ之ニ同ジ）ニ規定スル親会 社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ株 主又ハ社員ガ子会社（商法第 二百一十一條ノ二第一項ニ規定	新受託者

(金融機関の解散の場合等における保険料の取扱い)

第三十五条 金融機関が保険料を納付した後に解散又は金融機関の転換に関する法律第二  
 条第七項に規定する転換を行った場合において、当該保険料の額につき過納を生じたと  
 きは、当該金融機関は、その解散又は転換の日後一月以内に、機構に対し、機構の定め  
 る書類を提出して、当該過納に係る保険料の額に相当する金銭の還付を請求するものと  
 する。

254 (略)

二項 第百三十二条ノ六第 一項	執行役	執行役)又ハ理事
第百三十二条ノ六第 一項	審問ハ同法 タルトキハ子会社)	審問ハ商法
	スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同 ジ)ノ書類ニ付キ申請ヲ為シ	

(金融機関の解散の場合等における保険料の取扱い)

第三十五条 金融機関が保険料を納付した後に解散又は金融機関の合併及び転換に関する  
 法律(昭和四十三年法律第八十六号)第二条第四項に規定する転換を行った場合におい  
 て、当該保険料の額につき過納を生じたときは、当該金融機関は、その解散又は転換の  
 日後一月以内に、機構に対し、機構の定める書類を提出して、当該過納に係る保険料の  
 額に相当する金銭の還付を請求するものとする。

254 (略)